

熱損失防止改修等住宅等に係る固定資産税減額申告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

住所
 納税義務者 氏名又は名称
 電 話 ()

次の家屋については、地方税法附則第15条の9第9項又は第10項に規定する熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に該当するため、減額措置の対象である旨を、同条第11項に基づき、次のとおり申告します。

| | | | | |
|------|--------|---|----------------|-------|
| 対象家屋 | 所在 | | | |
| | 家屋番号 | 建築年月日 | 年 月 日 | |
| | 種類及び構造 | 床面積 | m ² | |
| 工事内容 | 工事種類 | <input type="checkbox"/> 窓の改修工事 <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器又は太陽熱利用システムの設置工事 | | |
| | 工事費用 | 円 | 工事完了年月日 | 年 月 日 |
| 備考 | | | | |

- 注1 この申告書は、地方税法附則第15条の9第9項又は第10項に規定する固定資産税の減額措置の適用を受けようとする場合に、同条第11項に基づき、市長に提出するものです。
- 2 「所在」、「家屋番号」、「種類及び構造」、「床面積」欄は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。
- 3 「工事費用」欄には、工事に要した費用の額(補助金等を除く金額)を記載してください。
- 4 この申告書は、工事が完了した日から3箇月以内に提出してください。申告書の提出がない場合、減額措置を受けることができません。
 やむを得ない理由により期間経過後に提出する場合は、遅延理由を備考欄に記載してください。
- 5 この申告書は、地方税法施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して提出してください。